

にしはれのいゑならば、玄んでんのみなみにしのすみにあたりて、いぬゑたつみざまにすこし  
すぢかへて、あくをうちて玄くべきなり、こむのあくなり、

〔榮花物語七とリ七野〕かくて十月三年長保に御賀あり、土御門殿にてせさせ給ふ略。中諸大夫殿上人  
などはあげはりにつきたり、

〔榮花物語二御賀〕治安三年十月十三日、との、うへ子倫の御賀なり略。中どころくのあげはり、へ  
いまんなどの色けぎやかに、つなのいろ、おどろく、玄きまであかうみえたる程など、けだかう  
めでたし、

〔續古事談〕一條院ノ御時、大地震ノアリケル日、冷泉院仰セラレケルハ、池ノ中島ニ幄ヲタテヨ、  
オハシマスベキ事アリト仰セラレケレバ、人心エズ思ナガラタテ、御簾カケ筵シキタルニ、午  
時計リニワタリ給ニケリ、其後未時バカリニ大地震アリテ、遅ク出ル人ハ打ヒシガレケリ、

幄屋

〔江家次第九月〕行幸神祇官被立伊勢幣儀略。中

召使王於膝突給宣命、王取之出自東門、次大臣還幄屋、

〔江家次第十二〕於神祇官被立奉幣使儀略。註

正廳東第一間爲置伊勢幣所略。中第六間爲内侍候所東有隔敷帖。東屋爲幄屋。東第二間敷上卿座、

〔永和大嘗會記〕永和元年十月廿八日、天皇融後融、鴨河に幸して大嘗會の神齋のため被したまふ、是  
を御禊の行幸といふ、上古は鴨河にかぎらざれども、天長以來おほくこの流に幄屋をまうけら  
る、

〔薩戒記〕應永卅三年十一月十三日壬寅、今日鎮魂祭也略。中又今度借請或人之次第曰、於宮内省跡

儲七間幄屋略。中其東儲三間幄屋略。下

〔延喜式七内七匠〕幄一具、柱十八株六寸、各長一丈四尺、周一尺、二料漆四升五合、掃墨二升、單功七人、幔柱

幄具